

令和2年度高等学校運動部強化指定事業 実施要領

三重県高等学校体育連盟

1 目的

令和3年の「三重とこわか国体」などの全国大会で活躍が期待できる高等学校運動部の強化活動部を指定し、強化活動を支援することで、県内のトップレベルの高等学校運動部及び選手の強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

三重県競技力向上対策本部において、強化指定された高等学校運動部70部に対しての競技力向上のための取組を行う。

① 強化活動への指導・助言

強化指定された高等学校運動部について、その強化活動が計画的に進められるよう、指導・助言等を行い、進捗状況を把握する。

② 強化活動への支援

強化指定運動部に対して、全国大会等での活躍を目的とした強化活動のうち、旅費、宿泊費、消耗品費、施設使用料、大会参加料、外部指導者等の招聘に係る報償費等の経費及び三重県競技力向上対策本部事務局が事業の実施に必要と認めた経費に対する補助を予算の範囲内で行う。

3 実施期間

委託契約日～令和3年3月31日

4 事業計画書等の提出について

(1) 事業実施前の提出書類

強化指定運動部は、強化活動を実施し、支援を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を、その内容について競技力向上対策本部事務局に確認し、学校長印押印のうえ、事業開始10日前までに三重県高等学校体育連盟事務局（以下「高体連」）に提出する。

(2) 事業変更の提出書類

強化指定運動部は、交付決定後、強化活動に変更が生じたときは、補助金変更承認申請書（様式第2号）を提出し、承認を受ける。

(3) 事業完了後の提出書類

強化指定運動部は、強化活動が完了したときは、事業報告書（様式第3号）及び補助金請求書（様式第4号）を事業完了の日から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、学校長印押印のうえ提出する。

(4) 概算払請求書の提出

強化指定運動部は、事業実施前の支払いが必要な場合は、補助金概算払請求書（様式第5号）を提出し、概算払いを受けることができる。（支払いを希望する日の10日前まで必着。）

(5) 医科学スタッフ・技術スタッフ等の報償費支払が必要な場合

強化指定運動部は、医科学スタッフ・技術スタッフ等への報償費の源泉徴収が必要な事業が実施された場合、報償費支払後速やかに領収証（様式3内訳書①—3）を提出するものとする。源泉徴収の処理については高体連事務局が処理を行う。

(6) 事業の中止の提出書類

強化指定運動部は承認された事業が中止となったとき、速やかに補助事業中止届出書（様式第6号）に学校長印押印のうえ提出する。

5 対象経費

全国大会等でのトップレベルを目指した強化活動に係る経費

ア 強化指定運動部に所属する選手（部員）及び指導者の交通費

- ・学校（起点）から会場（終点）までの交通費とする。
会場と宿泊地が隔たっている場合等は、会場から宿泊地までの往復交通費を加えて請求できる。
- ・公共交通機関（タクシーを除く）・自家用車・その他（借り上げバス等）とし、自家用車の同乗については対象外とする
- ・その他県の旅費規定に準じることとする。別紙「旅費補助基準（令和2年度）」参照。
- ・有料道路の使用は領収書を添付のうえ請求する。

イ 強化指定運動部に所属する選手（部員）及び指導者の宿泊費

- ・別紙「旅費補助基準（令和2年度）」を適応し、宿泊費については領収証を添付のうえ請求する。

ウ 強化活動に係る消耗品費等

- ・別紙「消耗品費等の補助対象経費の内訳表（令和2年度）」を対象とし、領収書を添付のうえ請求する。

エ 医科学スタッフ、技術指導スタッフ等の経費

- ・報償費（謝金）は県内スタッフ10,000円/日、県外スタッフ20,000円/日を目安とする。
- ・宿泊費については、上記5のイに準じる。
- ・交通費については、県の旅費規定に準じる。
- ・報償費に係る源泉徴収については、高体連より一括処理するので請求額より差し引いて高体連から支払うこととする。
- ・概算払い金より報償費が発生した場合、源泉徴収の高体連への支払いにかかる手数料は交付金から賄うこととする。
(振込明細書を添付のうえ請求する)

6 「返納金」の扱いについて

概算払いを受けて事業が完了した結果、高体連への返納金が発生した時（概算払金額よりも支出金額が少なかった時）は、事業報告後、高体連からの連絡を受けて振り込むこととする。

また、その際、手数料は高体連負担とする。

【振込口座】

銀行名	百五銀行
支店名	平田町駅前支店
口座種類	普通
口座番号	855835
口座名義	三重県高等学校体育連盟

7 傷害保険

当事業に参加する指導者及び選手は、すべて傷害保険に加入するものとする。

8 その他

(1) 領収書について

領収書の宛名は、〇〇高等学校△△部とし、その原本を添付すること。

(2) この要項に定めるもののほか、実施に必要な事項については、三重県競技力向上対策本部と高体連が協議して定めることができる。